事務連絡

令和２年１月３１日

障害福祉サービス等事業者　様

東大阪市障害者支援室

障害福祉事業者課長

新型コロナウイルス関連の肺炎の発生防止策の徹底について

平素より、本市障害福祉行政にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、先に「新型コロナウイルス関連の肺炎の発生防止策の徹底について」を通知させていただいたところですが、大阪府及び近隣府県において新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されましたことから、改めて、発生予防策及び発生時の対応について下記のとおり通知します。

各事業者におかれましては、日頃より感染症発生防止策に努めていただいているところですが、適切に対応いただきますよう、改めてお願いします。

記

１　発生防止対策の徹底について

　　下記の東大阪市ウェブサイト、厚生労働省のウェブサイト等を参照の上、新型コロナウイルス関連の肺炎の発生防止対策（マスク・手洗い・消毒液の設置等）を徹底していただきますとともに、テレビ・ウェブサイト等による情報収集に努めていただきますようお願いします。

新型コロナウイルス関連肺炎について（東大阪市ウェブサイト）

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000026466.html>

新型コロナウイルスに関するQ＆A（厚生労働省のウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/dengue\_fever\_qa\_00001.html

２　職員・利用者に感染が疑わしい事例が発生した場合の対応について

　　各施設・事業所のマニュアルや下記の高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年３月）等を参考の上、医療機関の受診を案内して下さい。特に感染が疑わしい場合は保健所に連絡し、保健所の指示に基づいて対応してください。

　　入所施設の場合は、医療機関受診までの間、速やかに個室等への隔離を行ってください。

「参考」高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年３月）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html>

　３　職員・利用者に感染者が発生した場合の対応について

　　職員・利用者が検査等により、新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された場合は、速やかに保健所に連絡し、施設の閉鎖等については、施設管理者の判断となりますが、保健所の指示に基づいて対応してください。あわせて東大阪市　福祉部　障害者支援室　障害福祉事業者課に連絡してください。

|  |
| --- |
| 〒577-8521東大阪市荒本北一丁目１番１号東大阪市　福祉部　障害者支援室　障害福祉事業者課ＴＥＬ　０６－４３０９－３１８７ＦＡＸ　０６－４３０９－３８１３ |